

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成25年6月28日

新潟市監査委員	西	和男
同	山崎	隆夫
同	佐藤	豊美
同	渡辺	仁

監査結果の報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

文化観光・スポーツ部 農林水産部 環境部 会計課

第3 監査の範囲

平成24年4月～平成25年1月末までの財務等に関する事務

第4 監査の実施時期

平成25年3月15日～平成25年6月28日

第5 監査の方法

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合规性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

①収入事務

収入に係る手続き及び時期は適正か。

②支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

③契約事務

契約に係る手続き及び契約内容は適正か。

④財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

⑤その他

事務の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

また、重点調査事項として、補助金の交付事務に関する調査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されており、本監査において、指摘事項となる事案はみられなかった。

1 軽微な事務処理誤り等

監査にあたってみられた、軽微な事務処理誤り等（総件数 11 件）については、関係所属長に通知し、改善又は検討を求めた。事務処理誤り等の類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

①契約事務に関すること（計 3 件）

- ・ 入札調書に入札担当職員、立会職員の職・氏名・印がなく、また記事欄に決定の記載がなかった。
- ・ 前年度中に入札を行う「準備行為」において、入札通知書に「①落札者は本契約の予定者となること②本契約に係る予約の権利は市が有すること」の告知がなかった。

②収入事務に関すること（計 1 件）

- ・ 公金の徴収事務に関して、徴収事務委託証の提示がなく、歳入に係る調定書に専決権者の決裁が漏れていた。

③財産事務に関すること（計 2 件）

- ・ 備品の管理事務に関して、整理番号票の貼付もれがあった。

④その他（計 5 件）

- ・ 500 万円を超える補助金の経費執行伺における専決権者を誤っていた。（部長または区長とすべきところ、課長決裁となっていた。）
- ・ 行政財産目的外使用料条例第 5 条第 1 項第 7 号（市長が特に必要があると認めるとき）を適用して使用料を全額免除としていた案件について、専決権者を誤っていた。（減免基準の明確でないものに該当するため、部長専決とすべきところ課長決裁となっていた。）
- ・ チラシ（30,000 枚）の印刷発注に関して、校正ミスによる刷り直し（5,000 枚）が行われていた。

2 重点調査事項 補助金交付事務について

本監査においては、重点調査事項として、「補助金の交付事務」に関する調査を

実施した。

調査にあたっては、平成 24 年度執行済みの補助金をベースに過去 5 年間の実績等について確認を行うとともに、すべての監査対象所属へ「補助金監査調書（調査票）」の提出を求め、通常書類監査のほか、必要に応じて関係職員からの説明の聴取を行った。

監査対象の全 21 所属のうち、補助金を所掌する 13 所属の補助金、計 55 件について調査を実施した。

(1) 調査の着眼点

①補助事業に関する交付要綱等の規定は適切か

目的、対象経費、補助等の割合などについて、要綱等で定められているか。

②補助金交付の事務手続きは適切に行われているか

補助金の交付に係る事務手続きは適正に行われているか、補助事業の進行管理、実績報告の確認は適正に行われているか。

補助金の概算払いが適正に行われているか。

③補助金の効果・成果の把握が確実に行われているか

補助事業の目標が設定され、効果・成果の確認や検証が適切に行われているか。

④補助制度の見直しは適切に行われているか

補助制度の終期を設定して、事業効果による補助目的の達成状況等の観点から補助事業を見直し、廃止、統合、縮小、継続の判断を行っているか。

(2) 調査結果

①補助金等の交付状況

本市の補助金については、法令、条例及び他の規則に別に定めのあるもののほか、予算の定めるところにより、「新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号）」（以下「交付規則」という。）に基づいて事務が執行されている。このほかに、平成19年4月1日付、財務部長通知「新潟市補助金等交付規則の施行について」（以下「財務部長通知」という。）及び個別の補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）又はそれに代わる取扱基準の定めにより、具体的な補助金の運用が図られているところである。

今回、監査を行った55件の補助金のうち、平成24年度に100万円以上の補助金を交付したものは36件で、補助金を交付した相手方の総数は1,524団体（個人を含む）であった。

補助金を性質別に見ると、事業費補助が41件（74.6%）、運営費補助が7件（12.7%）、その他補助（施設整備や利子補給金など）が7件（12.7%）であった。

また、補助金の財源については、市単独の補助金が45件（81.8%）、国・県関連の補助金が10件（18.2%）となっていた。

<対象所属全体の状況>

- ・ 補助金対象数 55件
- ・ 補助制度保有所属数 13所属
- ・ 補助金等交付団体総数 1,524団体（個人を含む）
- ・ 補助金等交付総額 11億1,717万円
- ・ 補助金の性質別内訳 事業費補助41件 運営費補助7件 その他7件 計55件

	対象補助金名称	担当課	24年度実績 (円)
1	新潟市民芸術文化会館事業費補助金	文化政策課	200,000,000
2	(公財)新潟市芸術文化振興財団事務局運営費補助金	文化政策課	23,649,000
3	新潟市マンガ・アニメ出店事業費補助金	文化政策課	4,871,000
4	(公財)新潟市芸術文化振興財団事務局運営費補助金(安吾顕彰事業補助金)	文化政策課	6,379,000
5	文化財保護調査事業費補助金	歴史文化課	555,000
6	(公財)新潟市体育協会補助金	スポーツ振興課	19,232,000
7	新潟県縦断駅伝競走大会補助金	スポーツ振興課	50,000
8	新潟まつり開催事業補助金	観光政策課	70,000,000
9	とやの湖桜まつり開催補助金	観光政策課	2,500,000
10	新潟市民謡連盟補助金	観光政策課	200,000
11	新潟万代太鼓振興会補助金	観光政策課	450,000
12	日本海夕日キャンペーン開催補助金	観光政策課	23,000,000
13	NIIGATA光のページェント補助金	観光政策課	10,000,000
14	にいがた冬・食の陣開催補助金	観光政策課	25,000,000
15	観光循環バス運行補助金	観光政策課	12,317,000
16	新潟総踊り祭開催補助金	観光政策課	5,000,000
17	外国人観光客誘客支援費	観光政策課	4,000,000
18	(公財)新潟観光コンベンション協会運営事業補助金	観光政策課	117,128,000
19	コンベンション誘致支援事業補助金	観光政策課	30,000,000
20	新潟・佐渡旅行商品奨励金	観光政策課	2,500,000
21	新潟市シティプロモーション認定事業補助金	観光政策課	2,168,200
22	新潟市観光・文化検定補助金	観光政策課	500,000
23	新潟市外国人観光客受入整備補助金	観光政策課	0
24	新潟市佐潟等学術研究奨励補助金	環境政策課	1,116,000
25	新潟市電気自動車等充電設備設置補助金	環境政策課	0
26	エコアクション21認証取得事業補助金	環境対策課	1,202,000
27	地球環境保全・公害防止施設資金助成金利子補給金	環境対策課	371,651
28	新潟市浄化槽協会補助金	環境対策課	150,000
29	新潟市浄化槽設置整備事業補助金	環境対策課	51,340,000

	対象補助金名称	担当課	24年度実績 (円)
30	家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金	廃棄物対策課	900,000
31	集団資源回収保管倉庫購入等補助金	廃棄物対策課	899,866
32	ごみ集積場設置等に係わる補助金	廃棄物対策課	56,709,600
33	地域清掃活動費等補助金	廃棄物対策課	12,108,863
34	新規参入経営安定資金利子補給金	農業政策課	147,118
35	農林水産業振興資金利子補給金	農業政策課	58,057
36	新潟中央農業共済組合補助金	農業政策課	15,000,000
37	豊栄病虫害防除協議会補助金	農業政策課	1,800,000
38	平成24年4月暴風被害に対する農業生産緊急支援事業	農業政策課	637,000
39	農業近代化資金利子補給金	農業政策課	166,690
40	農業経営基盤強化資金利子補給金	農業政策課	7,254,822
41	多様な米づくり推進事業	農業政策課	81,704,400
42	平成22産米の品質低下に伴う緊急農業経営安定資金利子補給金	農業政策課	1,064,282
43	新潟市明日へつなぐ農業支援モデル事業	農業政策課	1,018,300
44	新潟市農産物輸出促進支援事業	食と花の推進課	332,000
45	食の新潟国際賞補助金	食と花の推進課	5,000,000
46	食と花の銘産品事業補助金	食と花の推進課	1,000,000
47	チューリップの花絵制作事業費補助金	食と花の推進課	850,000
48	農業体質強化基盤整備促進事業費補助金	農村整備課	118,383,000
49	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	農村整備課	34,777,000
50	新潟市農地・水保全管理支払交付金事業補助金	農村整備課	145,615,995
51	鮭種苗生産事業費補助金	水産林務課	2,700,000
52	漁業近代化資金利子補給金	水産林務課	929,949
53	新潟県農林水産業総合振興事業(氷運搬専用保冷車)	水産林務課	5,685,000
54	青果物消費拡大対策事業補助金	中央卸売市場	327,000
55	新潟市学校教育田設置事業	食育・花育センター	8,432,000
計			1,117,179,793

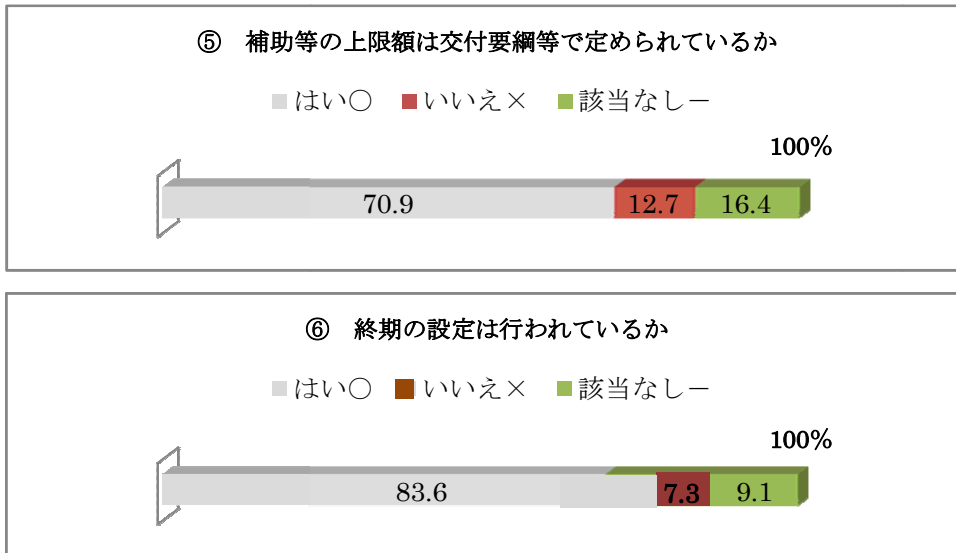
②着眼点ごとの監査結果

ア補助事業に関する交付要綱等の規定は適切か

交付要綱を定めている補助金は、55件中42件であり、全体の76.4%であった。

交付要綱を定めていないものは13件であり、全体の23.6%であったが、これらについても、交付規則第4条に基づく取扱基準を作成して、補助金の目的、対象経費、補助額等が定められていた。取扱基準については、財務部長通知で「同種の補助金等については、同種のもを一件として取り扱い、包括的に取扱基準を定めることができる」とされているが、文化政策課において、同種の補助金とは言い難い3種類の補助金（新潟市民芸術文化会館事業補助金、（公財）新潟市芸術文化振興財団運営費補助金、（公財）新潟市芸術文化振興財団運営費補助金（安吾顕彰事業補助金））が、1つの取扱基準にまとめて運用されている状況が見られた。





イ 補助金交付の事務手続きは適切に行われているか

一般的な補助金の交付事務は、概ね以下の手順となる。

- ① 補助金交付申請書及び必要書類の提出
- ② 補助事業の審査及び補助金の交付決定
- ③ 補助事業の着手、完了
- ④ 実績報告書及び必要書類の提出
- ⑤ 補助事業の検査及び補助金額の確定
- ⑥ 補助金の交付

今回、監査対象とした55件すべての補助金で、上記の手続きに従い、概ね適切に事務手続きが行われていたが、一部で以下のような取り扱いが見られた。

(ア) 補助金交付申請書及び必要書類の提出状況

環境対策課所管の「エコアクション21認証取得事業補助金」において、当該交付要綱で申請時の添付書類として納税証明書の提出を求めているところ、過去すべての市税で未納がないことを証明する「納税証明書（市制度用）」

（いわゆる完納証明書）で審査を行っている事案と、指定の年度・税目ごとに未納がないことを証明する一般的な「納税証明書」で審査を行っている事案とが混在している実態が見られた。

(イ) 補助金の概算払いの状況

交付規則第16条で「補助金の交付は、補助事業の完了後とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りではない。」とされている。従って、補助金は補助事業終了後に、補助事業者からの実績報告を受けて交付することが原則であるが、その例外として、補助金を事前に交付する概算払いが認められているものである。

市が概算払いにより補助金を交付する場合は、補助事業者から概算払いを求める理由や事業に係る支出計画などを記した書面の提出を受けて、その内容について審査をした後に、補助金を交付することとされている。

今回の監査では、55件の補助金のうち、概算払いにより補助金を交付していたものが15件（27.3%）見られたが、概算払いに伴う事務手続きでは、必要とされる書類等が添付されており、特に問題となる事項は見られなかった。

(ウ) 実績報告書及び添付書類の提出状況

補助金に係る実績報告について、交付規則で補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長に報告しなければならないとされている。

監査を行った補助金の実績報告書の提出状況について見ると、そのほとんどで実績報告書の提出を確認できたが、概算払いにより交付されている補助金のうち、文化政策課（新潟市民芸術文化会館事業補助金、（公財）新潟市芸術文化振興財団運営費補助金、（公財）新潟市芸術文化振興財団運営費補助金（安吾顕彰事業補助金））、スポーツ振興課（（公財）新潟市体育協会補助金）、観光政策課（新潟万代太鼓振興会補助金、日本海夕日キャンペーン開催補助金、にいがた冬・食の陣開催補助金、（公財）新潟観光コンベンション協会運営事業補助金、新潟市シティプロモーション認定事業補助金）で、実績報告書の提出が遅れているものが見られた。

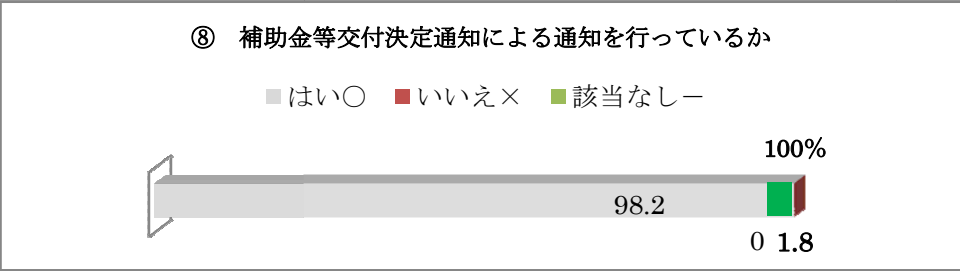
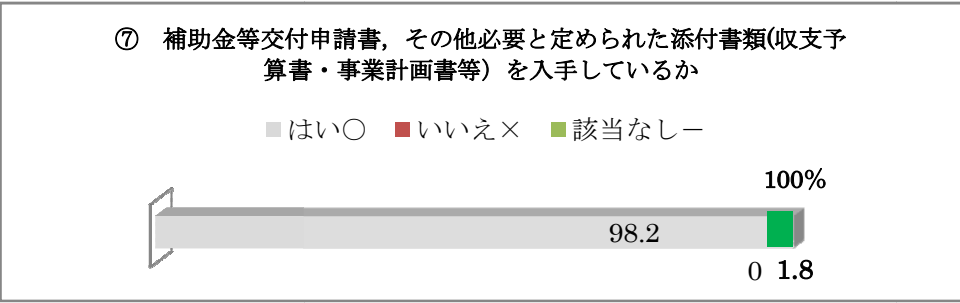
このほか、補助事業者の支出状況等をすべての領収書により検査をしているものが25件（45.5%）、うち定期的に実地検査も実施しているものが9件

（16.3%）見られたが、それ以外の半数以上は、補助事業者から提出された収支決算書や支出内訳書、領収書の一部を抽出して、実績報告に係る検査を行っているという実態であった。

(エ) その他の事務手続き状況

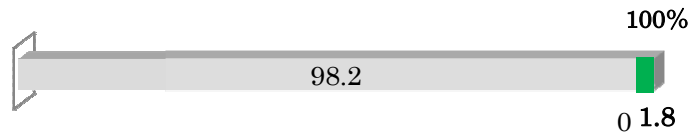
その他の事務手続きでは、実績報告書の提出の遅れに伴って、補助金額の確定に関する手続きが確認できなかったもの、添付書類として提出されている領収書（写し）の一部が請求書に差し替わっていたものなどが見られた。

また、補助金の審査や交付事務の手続きで、間違いを防止する上で有効な手段と思われる「チェックシート」を個別に作成し、活用しているものは4件（7.3%）しか見られなかった。



⑨ 補助金等交付確定通知による通知を行っているか

■ はい○ ■ いいえ× ■ 該当なしー



⑩ 実績報告書、収支決算書、事業実績報告書を入手しているか

■ はい○ ■ いいえ× ■ 該当なしー



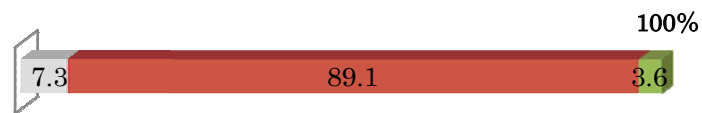
⑪ 決算書及び領収書等の証拠書類等は入手しているか

■ はい○ ■ いいえ× ■ 該当なしー



⑫ 補助金交付のチェックシートを作成し活用しているか

■ はい○ ■ いいえ× ■ 該当なしー



⑬ 概算払いの場合、概算払いにする必要性について確認をしているか

■ はい○ ■ いいえ× ■ 該当なしー



⑭ 繰越金が生じていないか

■ はい○ ■ いいえ× ■ 該当なしー



ウ補助金の効果・成果の把握が確実にされているか

補助金の効果・成果の把握は、それぞれの取扱基準で設定した目標について、その結果を3年ごとに評価シートにより、目標の達成度や今後の方向性について検証をしている。

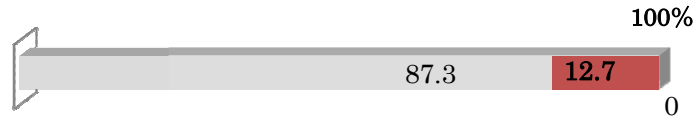
今回監査を行った55件の補助金のうち、数値目標を設定しているものは37件(67.2%)であった。

なお、補助金の執行状況に関する調査結果は、以下のとおりである。



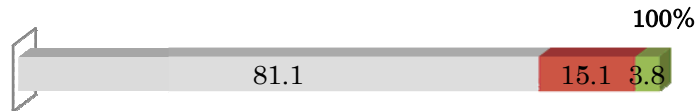
E 所管課の情報開示

■ 公表あり ■ 公表なし ■ その他



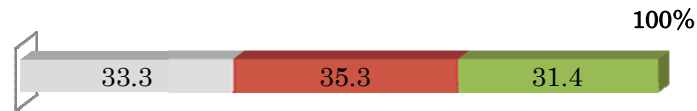
F 補助事業者の情報開示

■ 公表あり ■ 公表なし ■ その他



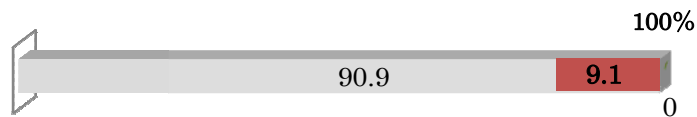
G 補助金（決算額）の推移

■ 減少傾向 ■ 増加傾向 ■ 変動なし



H 繰越金の推移

■ 繰越なし ■ 繰越あり ■ 不明



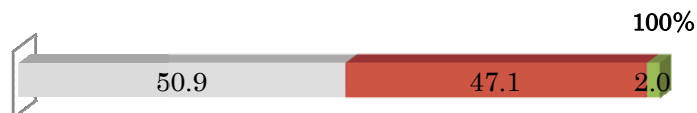
I 目標値の設定

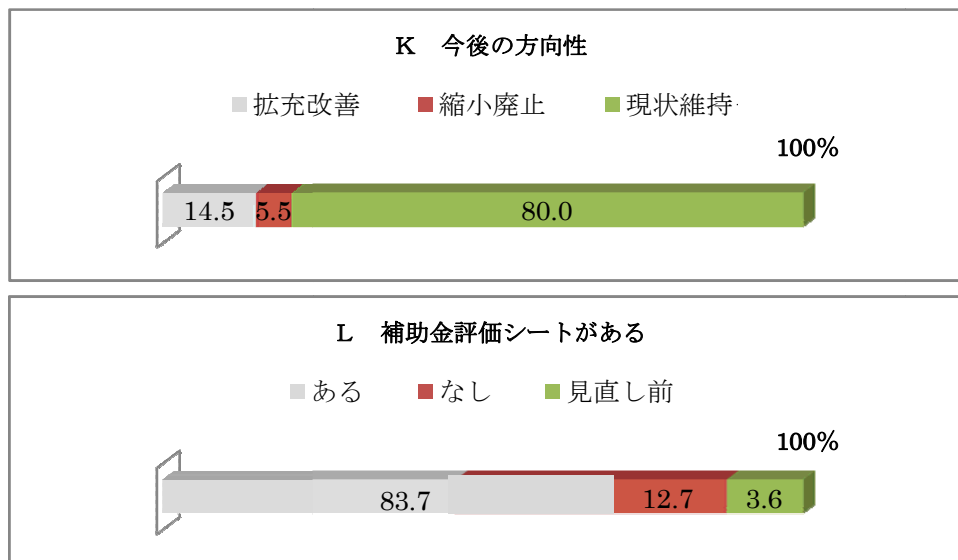
■ 数値目標 ■ 非数値目標 ■ 目標なし



J 目標の達成度

■ すべて達成 ■ 達成できず ■ 一部達成





第7 意見

重点調査事項に係る監査の結果を踏まえて、次のとおり意見を提出する。

1 補助事業に関する交付要綱等について

今回、監査対象とした補助金では、交付要綱又は取扱基準を作成して、補助金の目的、対象経費、補助額等が概ね適切に定められていた。しかし、補助金の取扱基準について、文化政策課において、同種の補助金とは言い難い3種類の補助制度が、1つの取扱基準にまとめて運用されている実態が見られた事案については改善を検討されたい。

2 補助金交付の事務手続きについて

環境対策課所管の「エコアクション21認証取得事業補助金」において、「納税証明書（市制度用）」で審査を行っている事例と、一般的な「納税証明書」で審査を行っている事例の混在が見られた事案について、補助金は、市民が納めた税その他貴重な財源で賄われているものであり、当該補助金の申請者に市税の滞納があつては市民の理解は得られないものとなる。当該交付要綱において、納税証明の提出を求めているのは申請者に市税の滞納がないことを確認するためのものと考えべきであり、税証明の必要性を理解して審査を行うとともに、申請者に対する適切な指導・監督を行われたい。

3 補助事業の支出に係る検査について

補助事業の支出においては、市は実績報告を受けた後に検査を実施し、補助事業の成果が補助金の目的に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金等の額を確定することとなる。このため、この検査には、市が交付すべき補助金の内容を最終的に確定するという重要な要素が含まれている。

当該検査について、交付規則では、支払証拠書類のすべてを検査することまで求

めているものではない。また、実地検査も必要があると認める場合に行われればよいとされている。しかし、今回の監査では、補助事業者が補助対象経費として報告した内容が適正なものであることを裏付ける証憑類を徴取することなく、補助事業者から提出された支出内訳書などの書面のみに基づいて、補助事業の支出に関する検査が行われているという状況も多数見受けられた。

上限額の設定や補助率などの関係で、補助金の交付額に影響が生じないものもあると思われるが、定期的な実地検査の実施や、帳簿や証憑類の提出を補助事業者へ求めることは、補助事業の適正性の客観的な判断や不正防止を図るうえで有効な手段ともなり得る。今後、有効な検査体制の構築に努められたい。

4 補助金の効果・成果の把握について

補助金は、経済支援や市民活動の推進、住民福祉の向上などの行政目的を効果的に達成するための一つ的手段として交付されるものであり、適正かつ公正に執行する必要がある。そのため、補助事業の効果・成果が十分に検証され、補助制度の見直しが適切に行われていくことが求められるが、数値目標を設定しているものは37件（67.2%）であった。

すべての補助金で例外なく数値目標を設定することは困難かもしれないが、数値目標を設定していないということは、補助金の効果・成果の検証が十分に行えるか疑問を持たざるを得ない。

今後、できるだけ多くの補助金で数値目標を設定し、補助金の効果・成果の検証が確実に行われるよう努められたい。

5 補助制度の見直しについて

補助金は、税その他貴重な財源で賄われているものであり、市はその効果について市民への説明責任を十分に自覚して、補助金の事務執行にあたる必要がある。

今回の調査では、目標を達成していないと回答のあった補助事業が47.1%あったにもかかわらず、所管課の今後の方針としては、補助制度の拡充又は現状維持とするものが9割以上を占めていた。

今後の補助制度のあり方について、漫然と継続することなく、より効果的な執行方法や目標を達成できなかった要因等を詳細に分析したうえで、制度の拡充、維持、廃止等の見直しを判断されたい。

(注)

(1) 指摘事項とは、法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を求める事項若しくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項であって、特に指摘すべき事項として監査結果で報告し、公表するもの。

(2) 意見とは、監査結果に関する報告に添えて、組織及び運営の合理化に資するために示す見解で、公表するもの。